

地域協働推進事業の契約について

■本年度の地域協働推進事業の委託内容

- ・学校におけるモビリティマネジメント
- ・企業等におけるモビリティマネジメント
- ・地域における出前講座（2地域）
- ・旭川市版モビリティマネジメントマニュアルの作成
- ・データを活用した路線最適化に係る研究会の開催支援
- ・バス停記号シールの作成

※委託事業としては本年度が最終年

■事務局による積算額と見積額の比較

【事務局による積算額】・・・①

2,650,000円（税抜）

【事業者からの見積額】・・・②

2,600,000円（税抜）

⇒ 『事業者からの見積額・・・①』 < 『積算額・・・②』

■随意契約を行う根拠

地域協働推進事業は3か年の計画で実施しており、これまでの2年間で、小中学校2校、高等教育機関1校、事業所1者、及び4地域でモビリティマネジメントを行ってきた。

本年度は事業最終年であり、2年間のデータと経験を活かして、実施ノウハウのマニュアル化を行う業務がある。

これまでの2年間の業務は、2か年とも（一社）北海道開発技術センターに委託して実施しているため、本年度より新たな事業者と契約を行う場合は、これまでの実施ノウハウが十分に活かさない恐れや、ノウハウ取得のため、準備時間やコストがかかる可能性がある。

そのため、最終年度である本年も、旭川市随意契約ガイドライン5－（3）に準じて、有利な相手方である（一社）北海道開発技術センターと契約を行う。

※参考 旭川市随意契約ガイドライン5－（3）

「契約の履行にあたり、ノウハウ、データ等の取得、業務への習熟、対象となる市民等の協力を得るための信頼関係の醸成その他の当該契約においてのみ要求される知識、能力等を有することが必要な契約を締結しようとする場合で、既に必要な知識、能力等を有している特定の者がおり、この者と契約を締結する場合は、必要な知識、能力等を有しない者の参加を前提とせざるを得ず、所要の成果を求めるときは知識等の取得に相当の期間が必要なため履行期限を所要の期限内において設定することができず、所要の期限内に履行期限を設定するときには所要の成果を求めることができないとき又は知識等の取得には相当な期間引継業務が必要なため、当該期間は2者と契約しなければならないときなど本市にとって不利となることが明らかであるとき」